

女子：特別指定選手制度 [2014年度]

1. 目的

サッカー選手として最も成長するユース年代に、組織や連盟等の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。

2. 概要

なでしこリーグに出場しないチームに所属する、各年代の日本女子代表選手またはそれに準ずるレベルの選手の中から、日本サッカー協会女子委員会が指定した選手が、所属チーム登録のまま、なでしこリーグ・チャレンジリーグ出場チームで活動し、さらにその試合に出場することを可能にする。

ただし、チャレンジリーグ出場チームに所属する選手は、なでしこリーグ出場チームでのみ特別指定選手として活動・試合出場できるものとする。

3. 認定

1) 選手資格

- 日本国籍を有する女子選手
- 日本サッカー協会加盟登録選手
- なでしこリーグに出場していないチームに所属する選手
- 健康であることを証明された選手

2) 選手選定

選手の成長過程を充分に把握したうえで、女子委員会がその選手の素質、才能、潜在能力、顕著な優れた特長など、総合的な能力を評価し判断する。

3) 受入先選定

当該選手の活動範囲（地域性）とチーム環境、協力度合等を考慮し、なでしこリーグ・チャレンジリーグ出場チームの中から受入先を選定する。

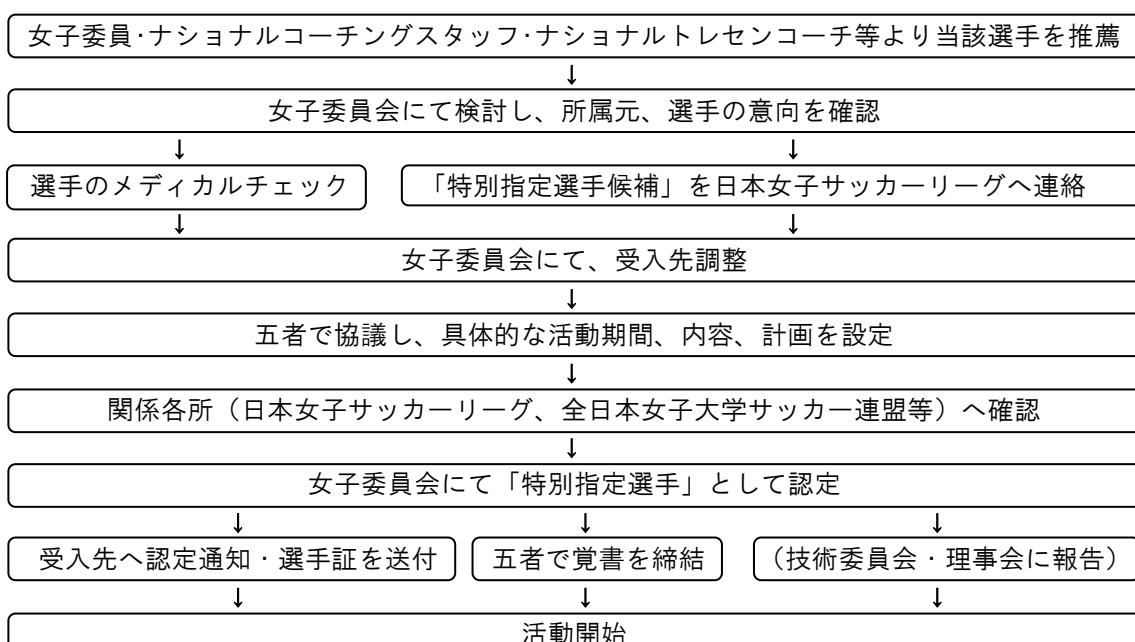
4) 活動期間

協会、選手（保護者）、所属元（なでしこリーグに出場していないチーム）、学校、受入先（なでしこリーグ・チャレンジリーグ出場チーム）の五者で協議のうえ、年度内で適切な期間を設定する。

ただし、認定期間途中であっても事情により解除することができる。

※チャレンジリーグ出場チームに所属する選手は、なでしこリーグ出場チームでのみ特別指定選手として活動・試合出場できるものとする。

4. 認定・活動開始までの流れ



5. 活動対象試合

「特別指定選手」として承認され、「日本女子サッカーリーグ規約」第42条に定める届出を受理された選手は、次の公式試合への出場資格を有するものとする。

- プレナスなでしこリーグ 2014（入れ替え戦を除く）
- プレナスチャレンジリーグ 2014（チャレンジリーグ出場チーム所属選手を除く）（入れ替え戦を除く）

6. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属元チームの試合で受けた懲戒罰は、所属元チームの直近の試合に適用し、なでしこリーグの試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手が受入先チームの試合で受けた懲戒罰は、なでしこリーグの直近の試合に適用し、所属元チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、出場資格停止処分が複数試合にわたるなど重大と考えられる場合については、日本サッカー協会規律・フェアプレー委員会が、日本女子サッカーリーグ規律委員会と協議のうえ、懲戒罰の適用試合を決定する。

7. 経費

選手の活動にかかる以下の経費は、協会と受入先が次のとおり負担する。

- 協会が負担するもの（選手が協会に請求）

項目	内容
メディカルチェック	特別指定選手候補となった時点で行う健康診断の受診に関わる経費
傷害保険	活動中の事故に備えるための傷害保険（傷害・死亡に関する補償）
旅費	自宅・所属元・学校～受入先（活動地域）間の旅費
処置・治療費	日本協会が認めた活動中の疾病・傷害に対する処置・治療費（社会保険自己負担分）

- 受入先が負担するもの

項目	内容
食費・宿泊費・その他	受入先での選手の活動に関わる経費 (チームの一員として活動する際の経費、チームの試合のための移動に伴う交通費、宿泊費)